

お知らせします。 2つの給付金。



臨時福祉給付金

対象者

住民税の非課税者

※課税者の扶養親族や生活保護受給者等は除く

1人につき1万円

年金や児童扶養手当等の受給者は1万5千円



子育て世帯 臨時特例給付金

対象者

1月分の

児童手当の受給者

※児童手当の所得制限限度額以上の方や生活保護受給者等は除く

子ども1人につき1万円

受給資格の有無は次のページで確認じゃ！

「社会保障と税の一体改革」とは

社会保障制度を財政的にも仕組み的にも安定させることで、誰もが安心して利用できるようにするための改革です。

○平成26年4月から消費税率は8%になりました。※

○引上げ分は、すべて子育て、医療・介護、年金を充実・安定化するために使います。

この消費税率の引上げによる反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済成長力の底上げと好循環の実現をはかり持続的な経済成長につなげるため、「経済政策パッケージ」を決定しました。

その一環として2つの給付金を支給します。

※平成27年10月から消費税率を10%に引き上げることが税制抜本改革法に定められていますが、改めて経済状況等を総合的に勘案した検討をおこないます。



カクニンジャ

◆ 申請方法 ◆

1 申請書 を入手

給付金の受給には申請が必要です。(平成26年1月1日時点で奥尻町に住民票がある場合。)
臨時福祉給付金：保健福祉センターまたは青苗支所
子育て世帯臨時特例給付金：役場住民課または青苗支所
 に申請書を備えております。
 ※1月以降に転出した方は、担当までご連絡いただければ、申請書を郵送いたします。

2 申請書 を記入

申請書に必要事項を漏れなく記入してください。
 なお、申請の際には、
 ・申請者の本人確認書類（運転免許証・住基カード・保険証等）
 ・給付金を受け取る金融機関の通帳の写し
 ・代理申請の場合は、代理申請者の本人確認書類
 が必要です。

3 申請書 を提出

申請書の記入と必要書類の添付が完了したら、
申請期間内（7月1日～10月1日まで）に市町村へ郵送するか、
 市町村の窓口で直接提出してください。

4 給付金 を受給

支給要件を満たした方は、申請書に記載した指定口座に入金されます。
 ※口座を持っていない方などは、市町村の窓口で受け取ることができます。

◆ ご 注 意 ◆

- 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。
- 高齢基礎年金など、臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当等の裁定等の請求が可能で、まだ行っていない方は、平成26年9月30日までに裁定等の請求を行っていただく必要があります。
 ※加算対象者の要件に関する説明部分もお読みください。

◆ 問い合わせ先 ◆

●申請方法に関するお問い合わせ：

臨時福祉給付金：住民課福祉介護係 電話：01397-2-3381

子育て世帯臨時特例給付金：住民課国保年金係 電話：01397-2-3406

(申請先は平成26年1月1日時点で住民票がある市町村です。)

●制度に関するお問い合わせ：厚生労働省

2つの給付金専用ダイヤル
 0570-037-192
みな いいきゅうふ

ホームページ

2つの給付金

検索



「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取”にご注意ください。

※市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))に御連絡ください。

臨時福祉給付金

支給要件

●支給対象者

平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。ただし、

- ・課税されている方に扶養されている場合
 - ・生活保護の受給者である場合 など
- は除きます。

●支給額

- ・1人につき **10,000 円。**
- ・加算対象者は **5,000 円**を加算。

《加算対象者》

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者 ※ 1
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など ※ 2

※ 1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※ 2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

確認じゃ



フクシカクニンジャ

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

●支給対象者

次の2つの要件を満たす場合に支給されます。

① 平成26年1月分の児童手当または特例給付を受給している

※特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の場合に、児童1人当たり月額5,000円が支給されるものです。

② 平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

●対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当または特例給付の対象となっている児童です。

※ただし、臨時福祉給付金の対象者や生活保護の被保護者などは、対象外となります。

●支給額

- ・対象児童1人につき **10,000 円**

確認じゃ

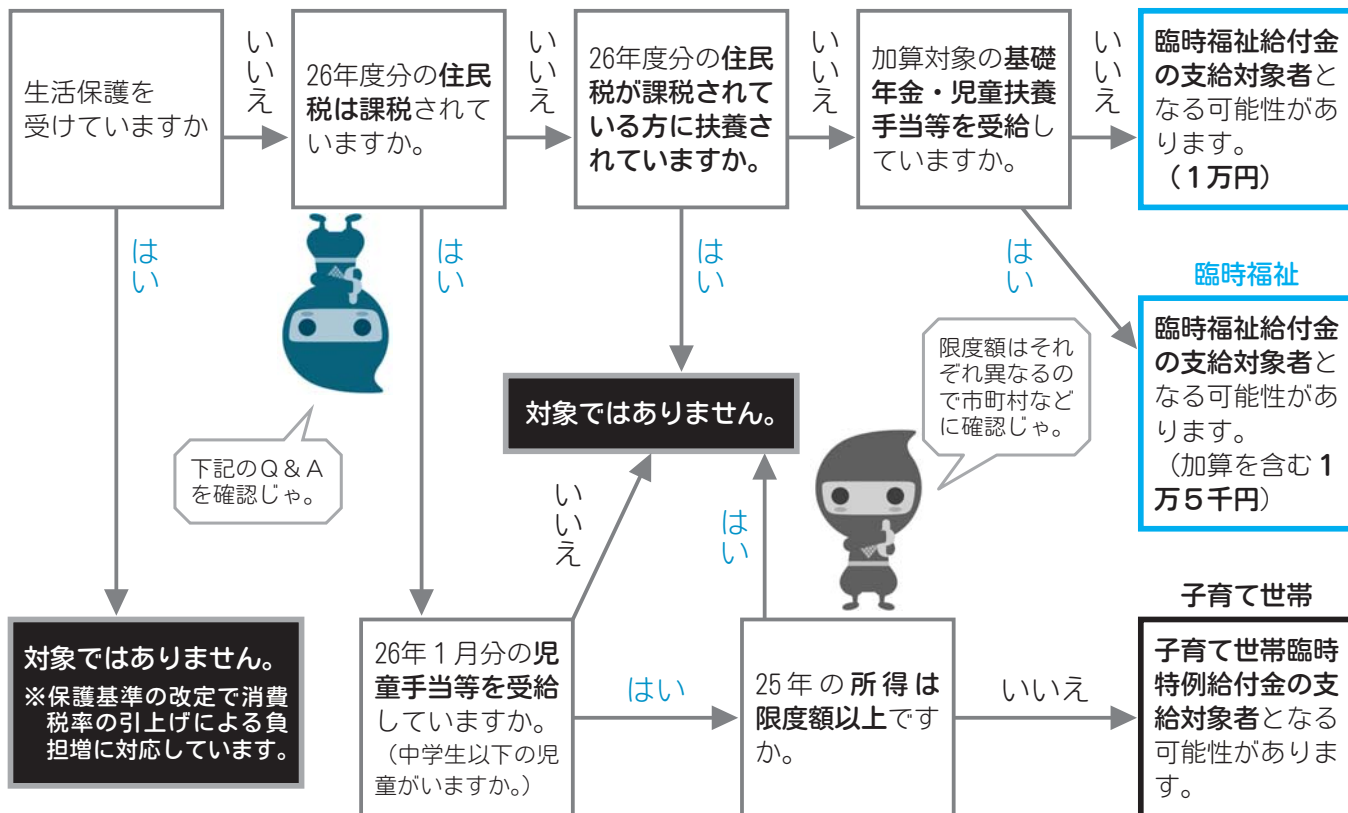


コソダテカクニンジャ

支給については、申請を行っていただいた後に、必要事項の確認や審査をして正式な決定がされます。

対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。



それぞれの給付金の対象と思われる方には、
後日、役場から申請のご案内を郵送いたします。

Q 自分が住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

A 例えば、 ●6月上旬に「住民税課税通知書」が届いた場合
●ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合
●ご自身の給与や年金の収入が非課税限度額を超える場合
には、基本的に住民税が課税されています。

Q 基準日（平成26年1月1日）の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受取はどうなりますか？

A 今回の2つの給付金は基準日（平成26年1月1日）時点で住民票がある市町村から支給されます。具体的な申請方法や申請期間については、基準日時点でお住まいの市町村にお問い合わせください。

Q 基準日（平成26年1月1日）以降に生まれた方や亡くなられた方は給付金の対象になりますか。

A [臨時福祉給付金]
基準日（平成26年1月1日）に生まれた方は給付金の対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も臨時福祉給付金の対象にはなりません。

[子育て世帯臨時特例給付金]

基準日に生まれた児童は対象児童となりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象児童となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた児童も子育て世帯臨時特例給付金の対象児童にはなりません。